

# マレーシア政府派遣留学生に対する予備教育のための 日本人教員の派遣について

昭和 5 9 年 5 月 7 日  
学 術 国 際 局 長 決 裁  
平成 1 3 年 1 月 6 日  
高 等 教 育 局 長 決 裁  
令 和 2 年 5 月 1 4 日  
最 終 改 正

## 1 趣旨

マレーシア国の人材養成に協力するため、同国政府が我が国に派遣予定の学生を対象に同国内で実施する予備教育のために、日本人教員を派遣することについて、必要な事項を定める。

## 2 派遣教員の選考等

- (1) マレーシア政府がマラヤ大学に開設する我が国に派遣予定の学生に対する学部進学予備教育課程（以下「予備教育課程」という。）に派遣する日本人教員は、文部科学省が選考を行う。
- (2) 予備教育課程に派遣する日本人教員団（以下「派遣教員団」という。）の人数及び派遣期間については、日本政府とマレーシア政府（以下「両国政府」という。）の協議に基づき、文部科学省が定める。また、文部科学省は、それぞれの派遣教員の中から各 1 名の団長、副団長を指名し、派遣教員団を構成する。

## 3 派遣教員の職務

- (1) 派遣教員は、両国政府が別に定める実施計画に従い、我が国に派遣予定の学生に対して必要な教育を行う。
- (2) 団長は、(1) の教育を行うほか、派遣教員団を代表し、その業務を掌理する。
- (3) 副団長は、(1) の教育を行うほか、団長を補佐し、団長が長期不在のときあるいは欠けたときは、その業務を代行する。

## 4 在勤手当

- (1) 派遣教員が予備教育課程において、勤務するのに必要な衣食住等の経費に充当するため、在勤手当を支給するものとする。
- (2) 在勤手当の種類は、在勤基本手当、住居手当、家族手当及び健康管理手当とする。

### イ. 在勤基本手当

在勤基本手当は、派遣教員が予備教育課程において勤務するのに必要な衣食等の経費に充当するために支給する。

### ロ. 住居手当

住居手当は、派遣教員が予備教育課程において勤務するのに必要な住宅費に充当するために支給する。

### ハ. 家族手当

家族手当は、扶養親族（派遣教員の配偶者（派遣教員である者を除く。以下同じ。））及び 1 8 才未満の子で、主として当該派遣教員の収入によって生計を維持している者を伴う派遣教員に支給する。

### 二. 健康管理手当

健康管理手当は、1 年以上勤務した派遣教員及びその配偶者が、健康診断の実施など健康管理のために必要な経費に充当するために支給する。

## 5 在勤手当の支給額

- (1) 在勤基本手当の支給月額額は、別表第 1 に定めるところによる。
- (2) 住居手当の支給月額額は、派遣教員が居住する住宅の 1 月に要する家賃の額に相当する額とする。ただし、その額が別表第 2 に定める限度額を超えるときは、当該限度額とする。  
派遣教員の配偶者が派遣教員である場合には、一方の派遣教員について支給する。
- (3) 家族手当の月額額は、次の各号に規定する額の合計額とする。ただし、派遣教員の配偶者が派遣教員である場

合には、一方の派遣教員について支給する。

イ. 配偶者については在勤基本手当月額の100分の12.5に相当する額。

ロ. 子については1人ごとに8,000円。ただし、子が派遣教員の在勤地において学校教育を受けるときは、授業料その他子が学校教育を受けるための対価として納付が義務づけられている経費に応じて、子女教育手当支給要項（平成18年7月21日初等中等教育局長決定。以下「要項」という。）第2から第3の2項及び第4から第6までの規定を準用し、当該規定に定める額を加算することができる。この場合において、これらの規定中「在外教育施設派遣教員」とあるのは「派遣教員」と、「文部科学大臣」とあるのは「高等教育局長」と、第5中「当該在学教育施設の校長」とあるのは「団長」と読み替え、要項に定める別記様式1及び2は別に定めるものとする。

- (4) 健康管理手当の額は、毎年7月1日において派遣教員が伴う配偶者の有無に応じ、別表第3に定めるところによる。
- (5) 在勤基本手当及び住居手当に関し、マレーシア政府から支給される給与（Salary）、公務手当（Civil Service Allowance）、海外手当（Overseas Allowance）、就任手当（Installation Grant）及び住居手当（Rent Subsidy）は、これを差し引いて支給する。
- (6) 在勤手当の支給期間中に在勤基本手当の級別に異動を生じた派遣教員には、その日から新たに定められた級別により在勤手当を支給する。

## 6 在勤手当の支給期間

- (1) 在勤基本手当の支給期間は、原則として、派遣教員が勤務地に到着した日から、任務を終了し勤務地を出発する日までとする。ただし、勤務地への派遣が困難となる特段の事情がある場合は、高等教育局長が定めた日から、任務を終了し勤務地を出発する日までとすることができる。
- (2) 住居手当の支給期間は、原則として、派遣教員が勤務地に到着した日から、任務を終了し勤務地を出発する日までであって、家賃が発生した期間とする。ただし、勤務地への派遣が困難となる特段の事情がある場合は、高等教育局長が定めた日から、任務を終了し勤務地を出発する日までとすることができる。
- (3) 家族手当の支給期間は、派遣教員の在勤基本手当の支給期間中において、当該派遣教員の扶養親族が勤務地に到着した日（扶養親族が当該派遣教員の勤務地において扶養親族となった場合にあっては、扶養親族となった日）から、勤務地を離れる日（扶養親族が当該派遣教員の勤務地において扶養親族でなくなった場合又は死亡した場合にあっては、扶養親族でなくなった日又は死亡した日）までとする。ただし、扶養親族が一時帰国した場合は、出発日から帰着日までの期間を除外する。
- (4) 在勤基本手当の支給期間中に一時帰国した派遣教員で、在勤地を出発した日から在勤地に帰着する日までの期間が60日を越えるものには、原則として、(1)の規定にかかわらず、60日を越える期間についての在勤基本手当は支給しない。ただし、在勤地への帰着が困難となる特段の事情がある場合は、高等教育局長が定めるところにより、60日を越える期間について在勤基本手当を支給することができる。

## 7 在勤手当の計算方法・支給方法

- (1) 在勤基本手当、住居手当及び家族手当の計算期間は、月の1日から月の末日までとする。
- (2) 在勤基本手当、住居手当及び家族手当を支給する場合であって、前項の計算期間の初日から末日まで支給するとき以外のときは、その額は、当該計算期間の現日数を基礎として日割によって計算する。
- (3) 在勤基本手当、住居手当及び家族手当は、原則として毎月1回、その月額をその月の21日（4月にあっては5月の支給日とし、3月にあっては3月1日とする。）に支給する。ただし、その支給日が土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、支給日の直後の平日を支給定日とする。
- (4) 健康管理手当については、毎年1回、その額を7月21日に支給する。ただし、その日が土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、直後の平日を支給定日とする。
- (5) 前項の規定にかかわらず、派遣教員又はその扶養親族に異動のあった月にかかる在勤手当についてはこの限りではない。
- (6) 在勤基本手当及び住居手当の級の適用に関する基準は、高等教育局長が別に定めるところによる。

## 8 家族手当の返還等

- (1) 派遣教員が随伴し又は呼び寄せた扶養親族が、特別の事由により文部科学省の許可を受けて帰国する場合を除き、当該派遣教員の勤務地に到着した日から6月に満たないで帰国する場合には、4. (2). ハの規定に

かかわらず家族手当は支給しない。

(2) この場合において、既に支給された家族手当があるときには、これを返還しなければならない。

## 9 派遣教員の報告義務

派遣教員は、在勤手当の額を変更すべき事由が生じた場合には、理由を付してすみやかに文部科学省に報告しなければならない。

## 10 その他

これに定めるもののほか、必要な事項については、高等教育局長がこれを定める。

附 則

この規則は、昭和59年5月7日から実施し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和60年12月10日から実施し、昭和60年12月1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和61年5月7日から実施し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和61年10月17日から実施し、昭和61年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和62年5月15日から実施し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和63年6月9日から実施し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成元年5月17日から実施し、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成元年12月18日から実施し、平成元年8月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成2年5月16日から実施し、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成3年5月17日から実施し、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成4年5月12日から実施し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成5年5月14日から実施し、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成5年10月19日から実施し、平成5年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成6年4月18日から実施し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成7年4月25日から実施し、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成8年5月9日から実施し、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成9年2月18日から実施し、平成9年1月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成9年5月26日から実施し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成10年6月2日から実施し、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成11年5月24日から実施し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成11年12月14日から実施し、平成11年12月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成12年5月24日から実施し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成13年5月15日から実施し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成14年5月9日から実施し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成15年5月6日から実施し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成16年5月28日から実施し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成17年4月21日から実施し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年6月2日から実施し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年6月21日から実施し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年4月4日から実施し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成21年2月4日から実施し、平成21年1月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成21年5月1日から実施し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成22年5月11日から実施し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成23年5月10日から実施し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成24年4月11日から実施し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成25年7月11日から実施し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年3月11日から実施し、平成25年8月1日から適用する。

附 則

この附則は、平成26年4月4日から実施し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この附則は、平成28年4月6日から実施し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この附則は、平成28年7月7日から実施し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この附則は、平成28年8月2日から実施し、平成28年8月1日から適用する。

附 則

この附則は、平成29年10月25日から実施し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この附則は、令和2年3月9日から実施し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この附則は、令和2年5月14日から実施し、令和2年4月1日から適用する。

別表 第1 在勤基本手当の支給額

| 級<br>区分 | 団長等      | 副団長      | 1 級         | 2 級        | 3 級        | 4 級        | 5 級       | 6 級       | 7 級       | 8 級       |
|---------|----------|----------|-------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 在勤基本手当  | 406,800円 | 365,000円 | 323,200円    | 300,900円   | 278,600円   | 256,300円   | 239,600円  | 222,900円  | 206,200円  | 189,500円  |
| 適 用     | 団長       | 副団長      | 教職<br>21年以上 | 〃<br>18年以上 | 〃<br>15年以上 | 〃<br>12年以上 | 〃<br>9年以上 | 〃<br>6年以上 | 〃<br>3年以上 | 〃<br>3年未満 |

別表 第2 住居手当の限度額

| 級<br>区分 | 1 級                 | 2 級               | 3 級               |
|---------|---------------------|-------------------|-------------------|
| 住 居 手 当 | マレーシアリンギ<br>4,441   | マレーシアリンギ<br>3,997 | マレーシアリンギ<br>3,553 |
| 適 用     | 団長等, 副団長<br>1 ・ 2 級 | 3 ・ 4 級           | 5 ～ 8 級           |

別表 第3 健康管理手当支給額

| 配 偶 者 の 有 無     | 金 額     |
|-----------------|---------|
| 配 偶 者 の あ る 場 合 | 60,000円 |
| 配 偶 者 の な い 場 合 | 30,000円 |